

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第6回施設調整部会
の概要

1 平成22年8月26日の第5回会合以降、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における家族住宅及びその支援施設の所要等に係る基本的な事項や「池子住宅地区及び海軍補助施設」の逗子市域の一部土地（当該施設・区域西側の運動施設地区及びキャンプ場地区：約40ha）の返還についての協議及び返還までの間の共同使用についての協議を日米間で鋭意、実施してきたところである。

2 今回の会合においては、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における家族住宅及びその支援施設の基本配置計画案（別紙）について、現在、地元関係自治体に対する説明を行っているところであり、今後、確認される要件及び地元関係自治体の意見を十分踏まえつつ、日米間で最終的な当該基本配置計画を作成することについて確認した。

さらに、家族住宅及びその支援施設の所要等に係る基本的な事項として、横浜市からの要望である緑・自然環境の保全等を踏まえ、次のとおり日米間で認識が一致したところである。

- (1) 家族住宅は、鉄筋コンクリート造3階建て連棟式共同住宅等（385戸）として整備する。
- (2) 支援施設の総延べ床面積（建築基準法による延べ床面積）は、27,455㎡以下とする。
- (3) 各建物の高さは20m以下とし、建ぺい率は30%以下、容積率は80%以下とする。

3 また、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の一部土地（当該施設・区域西側の運動施設地区及びキャンプ場地区：約40ha）の返還についての協議及び返還までの間の共同使用についての協議は、返還手続に係る一定の方向性、あるいは共同使用に係る要件及び時期について日米間で協議した結果、次のとおり日米間で認識が一致したところである。

- (1) 当該土地の返還については、引き続き、日米間で協議することとし、できるだけ早期に返還が実現するよう努力する。返還に向けた手続については、日米間で調整の上、適切な時期に開始される。

(2) 返還に向けた手続が完了するまでの間、当該土地は逗子市と共同使用（日米地位協定第2条4(a)が適用される施設・区域）するが、共同使用に当たっては、以下の基本的な要件を満すことが条件であり、要件の細部は、別途日米間で協議する。

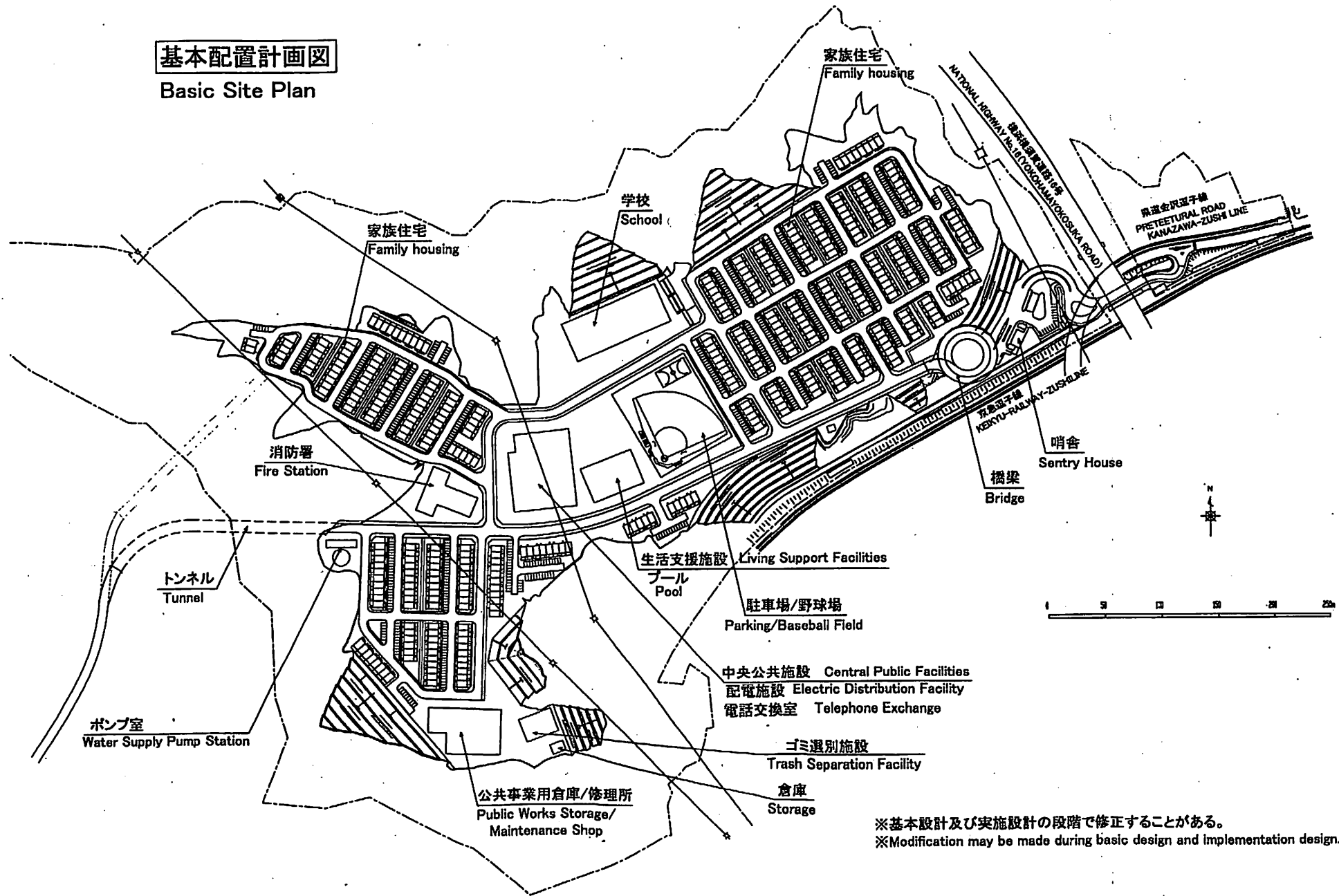
- ・ 既存管理事務所、正面ゲート、管理棟（スポーツジム）、スクールバス駐車場その他日米間で合意される施設の移設整備
- ・ 共同使用される区域とその他の地区を隔てるフェンスの設置
- ・ 共同使用されない地区に所在する倉庫及び資材置場への車両出入り用ゲートの設置

(3) 共同使用の開始前に、米側、南関東防衛局、逗子市の代表者との間で、当該共同使用に係る使用協定を締結することが必要となる。

4 今後は、今回の協議内容について、地元関係自治体に説明した上で日米合同委員会の承認を得るため、同委員会に報告することとし、同委員会の承認が得られた後は、施設調整部会及び施設整備・移設部会の場で所要の協議・調整が進められることとなる。

基本配置計画図

Basic Site Plan



※基本設計及び実施設計の段階で修正することがある。
 ※Modification may be made during basic design and implementation design.